

改正後（新）

# 建設業許可の手引き

令和2年7月改訂版

---

宮城県土木部

改正前（旧）

# 建設業許可の手引き

令和2年3月改訂版

(令和2年4月1日施行)

---

宮城県土木部

改正後（新）

4 財 産 的 基 礎 等	請負契約を履行するに足る財産的基礎等のあること。	<p>—法第7条第4号— 次のいづれかに該当すること。</p> <p>① 自己資本が500万円以上あること。</p> <p>② 500万円以上の資金調達能力のあること。</p> <p>③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。</p>	<p>—法第15条第3号— 次のすべての要件に該当すること。</p> <p>① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと。</p> <p>② 流動比率が75%以上であること。</p> <p>③ 資本金が2,000万円以上であること。(注) P.21 参照</p> <p>④ 自己資本が4,000万円以上あること。(注) P.21 参照</p> <p>※新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上であれば上記に該当します。</p>
5 そ の 他	欠格要件等	<p>—法第8条—</p> <p>下記のいづれかに該当するものは、許可を受けられません。</p> <p>1 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。</p> <p>2 法人・法人の役員等（※前頁下部の枠内注釈を参照）、個人事業主・支配人、その他支店長・営業所長等が、次のような要件に該当しているとき。</p> <p>① <b>心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの（★）</b>又は破産者で復権を得ない者</p> <p>② 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年を経過しない者</p> <p>③ 許可の取り消しを逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者</p> <p>④ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼすおそれが大であるとき、又は請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>⑤ 禁固以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑥ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうち政令で定めるもの（★）、若しくは暴力団員による不当な行為の防止に関する法律の規定に違反し、または刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>	

（★）建設業法施行規則第八条の二参照

（★）政令とは、建設業法施行令第3条の2を指す。

改正前（旧）

4 財 産 的 基 礎 等	請負契約を履行するに足る財産的基礎等のあること。	<p>—法第7条第4号— 次のいづれかに該当すること。</p> <p>① 自己資本が500万円以上あること。</p> <p>② 500万円以上の資金調達能力のあること。</p> <p>③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。</p>	<p>—法第15条第3号— 次のすべての要件に該当すること。</p> <p>① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと。</p> <p>② 流動比率が75%以上であること。</p> <p>③ 資本金が2,000万円以上であること。(注) P.21 参照</p> <p>④ 自己資本が4,000万円以上あること。(注) P.21 参照</p> <p>※新規設立の場合は、資本金の額が4,000万円以上であれば上記に該当します。</p>
5 そ の 他	欠格要件等	<p>—法第8条—</p> <p>下記のいづれかに該当するものは、許可を受けられません。</p> <p>1 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。</p> <p>2 法人・法人の役員等（※前頁下部の枠内注釈を参照）、個人事業主・支配人、その他支店長・営業所長等が、次のような要件に該当しているとき。</p> <p>① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</p> <p>② 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年を経過しない者</p> <p>③ 許可の取り消しを逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者</p> <p>④ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼすおそれが大であるとき、又は請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>⑤ 禁固以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>⑥ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうち政令で定めるもの（★）、若しくは暴力団員による不当な行為の防止に関する法律の規定に違反し、または刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>	

（★）政令とは、建設業法施行令第3条の2を指す。

改正後（新）

事項	法人	個人
①欠損比率	<p>※繰越利益剰余金が負の場合、以下の式にあてはめて判断する (繰越利益剰余金が正の場合は、欠損が出ていないので要件を満たす)</p> $\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金})}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$ <p>↑ 繰越利益剰余金のマイナスをとる</p>	$\frac{\text{事業主損失} + \text{事業主貸勘定} + \text{事業主借勘定}}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
②流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③資本金	資本金 $\geq 2,000$ 万円	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円

(注1) 個人の場合は、④に示された金額以上の預金残高証明書を提出してください。

(注2) 財産的基礎は、当該許可を受ける際（更新、追加等を含む。）に判断されるものであり、許可を受けた後に基準に適合しないことになったとしても直ちに影響を受けるものではありません。

(5) 欠格要件等

P17の2の①について、下記ア及びイの提出書類（申請又は届出日前3月以内に発行されたもの）が必要です。

ア 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」

許可申請者（法人の役員等全員（株主等を除く）・本人・法定代理人）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

イ 市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」

許可申請者（法人の役員等全員（株主等を除く）・本人・法定代理人）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

(注1) アの「登記されていないことの証明書」は全国の法務局・地方法務局の本局窓口で発行されます。宮城県内では仙台法務局において発行が可能です。仙台法務局の支局・出張所の窓口では発行できませんのでご注意ください。また、郵送により証明書の請求を行う場合、発行は東京法務局のみとなります。（郵送による交付を希望される場合にはお近くの法務局にご相談下さい。）

(注2) イの「身元（身分）証明書」は本籍を所管する各市区町村で発行されます。

(注3) 成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、当該欠格事由に該当しない場合がありますので、個別に御相談願います。

改正前（旧）

事項	法人	個人
①欠損比率	<p>※繰越利益剰余金が負の場合、以下の式にあてはめて判断する (繰越利益剰余金が正の場合は、欠損が出ていないので要件を満たす)</p> $\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他の利益剰余金})}{\text{資本金}} \times 100 \leq 20\%$ <p>↑ 繰越利益剰余金のマイナスをとる</p>	$\frac{\text{事業主損失} + \text{事業主貸勘定} + \text{事業主借勘定}}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
②流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③資本金	資本金 $\geq 2,000$ 万円	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円

(注1) 個人の場合は、④に示された金額以上の預金残高証明書を提出してください。

(注2) 財産的基礎は、当該許可を受ける際（更新、追加等を含む。）に判断されるものであり、許可を受けた後に基準に適合しないことになったとしても直ちに影響を受けるものではありません。

(5) 欠格要件等

P17の2の①について、下記ア及びイの提出書類（申請又は届出日前3月以内に発行されたもの）が必要です。

ア 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」

許可申請者（法人の役員等全員（株主等を除く）・本人・法定代理人）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

イ 市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」

許可申請者（法人の役員等全員（株主等を除く）・本人・法定代理人）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

(注1) アの「登記されていないことの証明書」は全国の法務局・地方法務局の本局窓口で発行されます。宮城県内では仙台法務局において発行が可能です。仙台法務局の支局・出張所の窓口では発行できませんのでご注意ください。また、郵送により証明書の請求を行う場合、発行は東京法務局のみとなります。（郵送による交付を希望される場合にはお近くの法務局にご相談下さい。）

(注2) イの「身元（身分）証明書」は本籍を所管する各市区町村で発行されます。

改正後（新）

30	第二十号	営業の沿革		85	○		○	
31	第二十号の二	所属建設業者団体		86	○		△	該当なしの場合も添付
32		納税証明書（原本） ※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額	知事	法人事業税	—	○		・新規設立会社で決算期末到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
				個人事業税		○		・個人で決算期末到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
			大臣	法人税（法人）		○		
				所得税（個人）		○		
33	第二十号の三	健康保険等の加入状況		87	○	○	○	
34	第二十号の四	主要取引金融機関名		89	○		△	
35		既に受けている建設業の許可通知書		—	△			許可換え新規の場合必要
36		委任状		—	☆	☆	☆	代理申請の場合
確認資料		_____		—	—	—	—	
		常勤性の確認資料（経管・専技・_____）		—	○	○	○	
		営業所所在地の確認資料		31	○			
		_____		—	—	—	—	
		財産的基礎の確認資料（注4）		20	○	○	○	
		経営経験の確認資料		54	○	☆		
		実務経験の確認資料		56, 62	☆	☆		
		保険加入状況の確認資料		87	○	○	○	

○印→必要とする書類  
△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類  
☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 15～19について  
該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 22「許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書」について  
取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）No. 27の付属明細表〔様式第十七号の三〕について  
資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

（注4）確認資料「財産的基礎の確認資料」について  
・新規申請の場合、下記①又は②で確認します。  
・1回目の更新の場合、下記①又は②で確認します。  
・2回目以降の更新申請の場合、下記①、②又は③で確認します。  
・業種追加申請の場合、下記①、②又は③で確認します。

- ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認  
→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。
- ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認  
→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」※申請受理前1か月以内のものにより確認。
- ③直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。  
→詳細はP20を御覧ください。

改正前（旧）

30	第二十号	営業の沿革		85	○		○	
31	第二十号の二	所属建設業者団体		86	○		△	該当なしの場合も添付
32		納税証明書（原本） ※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額	知事	法人事業税	—	○		・新規設立会社で決算期末到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
				個人事業税		○		・個人で決算期末到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
			大臣	法人税（法人）		○		
				所得税（個人）		○		
33	第二十号の三	健康保険等の加入状況		87	○	○	○	
34	第二十号の四	主要取引金融機関名		89	○		△	
35		既に受けている建設業の許可通知書		—	△			許可換え新規の場合必要
36		委任状		—	☆	☆	☆	代理申請の場合
確認資料		運転免許証等（経管・専技・令第3条に規定する使用人）		—	○	○	○	
		常勤性の確認資料（経管・専技・令第3条に規定する使用人）		—	○	○	○	
		営業所所在地の確認資料		31	○			
		委任状（令第3条に規定する使用人）		64	☆	☆	☆	営業所を設置する場合
		財産的基礎の確認資料（注4）		20	○	○	○	
		経営経験の確認資料		54	○	☆		
		実務経験の確認資料		56, 62	☆	☆		
		保険加入状況の確認資料		87	○	○	○	

○印→必要とする書類  
△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類  
☆印→場合によっては必要な書類

（注1）No. 15～19について  
該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

（注2）No. 22「許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書」について  
取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

（注3）No. 27の付属明細表〔様式第十七号の三〕について  
資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

（注4）確認資料「財産的基礎の確認資料」について  
・新規申請の場合、下記①又は②で確認します。  
・1回目の更新の場合、下記①又は②で確認します。  
・2回目以降の更新申請の場合、下記①、②又は③で確認します。  
・業種追加申請の場合、下記①、②又は③で確認します。

- ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認  
→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。
- ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認  
→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」※申請受理前1か月以内のものにより確認。
- ③直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。  
→詳細はP20を御覧ください。

改正後（新）

経營業務の管理責任者の確認資料

	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
新	<p><u>1</u> 常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <p>ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ウ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>エ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p>
規	
・	
追	<p><u>2</u> 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <p>ア 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） 申請業種に係る経験の場合は5年間以上、それ以外の業種に係る経験の場合は6年間以上。 なお、更新の場合で経營業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。</p> <p>イ 令第3条に規定する使用人において、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写</p> <p>ウ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</p> <p>エ 執行役員等又は経營業務補佐経験で申請する場合の確認資料（個別に御相談ください。）</p>
加	
	<p><u>3</u> 法第7条第1号イ又はロの期間を証明するものとして次のいずれか</p> <p>ア 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額 [様式第三号]（期間分）の写</p> <p>イ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写</p> <p>ウ 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）</p>
更	_____
新	<p>___ 常勤性を証明するものとして上記<u>1</u>のア～エのいずれか</p>

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

改正前（旧）

経營業務の管理責任者の確認資料

	<p><u>1</u> 運転免許証等定期的に住所地を含めて更新されるもの ※住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の利用を希望する場合は添付不要です。 ※運転免許証の場合、住所変更がない場合でも裏表の写しを御提出ください。 ※住民票の場合、発行後3か月以内のものを御提出ください。</p>
新	<p><u>2</u> 常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <p>ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ウ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>エ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p>
規	
・	
追	<p><u>3</u> 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <p>ア 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） 申請業種に係る経験の場合は5年間以上、それ以外の業種に係る経験の場合は6年間以上。 なお、更新の場合で経營業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。</p> <p>イ 令第3条に規定する使用人において、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写</p> <p>ウ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</p> <p>エ 執行役員等又は経營業務補佐経験で申請する場合の確認資料（個別に御相談ください。）</p>
加	
	<p><u>4</u> 法第7条第1号イ又はロの期間を証明するものとして次のいずれか</p> <p>ア 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額 [様式第三号]（期間分）の写</p> <p>イ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写</p> <p>ウ 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）</p>
更	<p><u>1</u> 上記1に同じ。</p>
新	<p><u>2</u> 常勤性を証明するものとして上記<u>2</u>のア～エのいずれか</p>

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

改正後（新）

専任技術者の確認資料

	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
新 規 ・ 追 加	<p>1 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <p>ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ウ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>エ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <p>※ 技術者の要件が<b>実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、P.59～61のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合</b>は、上記1、2に加えて下記の①、②</p> <p>① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか</p> <p>○ 証明者が建設業許可を有している（いた）場合 変更届出書（決算報告）の表紙及び工事経歴書（期間分）の写</p> <p>○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、工事請書、注文書等の写（期間分） 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）</p> <p>○ その他（上記で証明ができない場合には個別に御相談ください。）</p> <p>② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか</p> <p>○ 健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。）</p> <p>○ 厚生年金加入期間証明書</p> <p>○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（期間分）</p> <p>○ 住民税特別徴収税額通知の写（期間分）</p> <p>○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写（期間分） →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（期間分）</p> <p>○ その他（出向の場合は個別に御相談ください。）</p> <p>※ 指導監督的実務経験の場合は、P.63の確認資料参照</p>
更 新	<p>_____</p> <p>_____ 常勤性を証明するものとして上記1のア～エのいずれか</p>

- (注1) 区分（項番61）が2、4または5の場合は、確認資料不要  
ただし、区分（項番61）が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※-①、②が必要
- (注2) 確認資料として確定申告書写を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信完了通知を添付してください。
- (注3) 実務経験年数は12ヶ月×必要年数分（10年であれば120ヶ月分）の実績を確認します。
- (注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。
- (注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

改正前（旧）

専任技術者の確認資料

	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
新 規 ・ 追 加	<p>1 <u>運転免許証等定期的に住所地を含めて更新されるもの</u> ※住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の利用を希望する場合は添付不要です。 ※<u>運転免許証の場合、住所変更がない場合でも裏表の写しを御提出ください。</u> ※<u>住民票の場合、発行後3か月以内のものを御提出ください。</u></p> <p>2 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <p>ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ウ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>エ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <p>※ 技術者の要件が<b>実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、P.59～61のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合</b>は、上記1、2に加えて下記の①、②</p> <p>① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか</p> <p>○ 証明者が建設業許可を有している（いた）場合 変更届出書（決算報告）の表紙及び工事経歴書（期間分）の写</p> <p>○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、工事請書、注文書等の写（期間分） 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）</p> <p>○ その他（上記で証明ができない場合には個別に御相談ください。）</p> <p>② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか</p> <p>○ 健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。）</p> <p>○ 厚生年金加入期間証明書</p> <p>○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（期間分）</p> <p>○ 住民税特別徴収税額通知の写（期間分）</p> <p>○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写（期間分） →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（期間分）</p> <p>○ その他（出向の場合は個別に御相談ください。）</p> <p>※ 指導監督的実務経験の場合は、P.63の確認資料参照</p>
更 新	<p>1 <u>上記1に同じ。</u></p> <p>2 常勤性を証明するものとして上記2のア～エのいずれか</p>

- (注1) 区分（項番61）が2、4または5の場合は、確認資料不要  
ただし、区分（項番61）が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※-①、②が必要
- (注2) 確認資料として確定申告書写を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信完了通知を添付してください。
- (注3) 実務経験年数は12ヶ月×必要年数分（10年であれば120ヶ月分）の実績を確認します。
- (注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。
- (注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

## 改正後（新）

### (16) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕

この表は、P.34.35の営業所一覧表「別紙二(1)」および「別紙二(2)」中の「従たる営業所」の代表者(建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して、一定の権限を有する者)を記載する。

様式第十一号（第四本関係）

（用紙A4）

#### 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	職 名	氏 名
古川支店	支店長	馬場 仁
(例)		
〇〇支店	〇〇支店長	〇〇〇〇
〇〇営業所	〇〇営業所長	〇〇〇〇
〇〇建築	支配人	〇〇〇〇
なお、その者が役員を兼ねている場合は、「取締役〇〇支店長」等と記載する。		

P34.35の営業所一覧表〔別紙二(1)〕及び〔別紙二(2)〕に記載した順序で記載する。


## 改正前（旧）

### (16) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕

この表は、P.34.35の営業所一覧表「別紙二(1)」および「別紙二(2)」中の「従たる営業所」の代表者(建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して、一定の権限を有する者)を記載する。

様式第十一号（第四本関係）

（用紙A4）

#### 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	職 名	氏 名
古川支店	支店長	馬場 仁
(例)		
〇〇支店	〇〇支店長	〇〇〇〇
〇〇営業所	〇〇営業所長	〇〇〇〇
〇〇建築	支配人	〇〇〇〇
なお、その者が役員を兼ねている場合は、「取締役〇〇支店長」等と記載する。		

P34.35の営業所一覧表〔別紙二(1)〕及び〔別紙二(2)〕に記載した順序で記載する。

建設業法施行令第3条の使用人の確認資料
1 運転免許証等の写（定期的に住所地を含めて更新されるもの） ※住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の利用を希望する場合は添付不要。 ※運転免許証の場合、住所変更がない場合でも裏表の写しを御提出ください。 ※住民票の場合、発行後3か月以内のものを御提出ください。
2 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写（P.54-2常勤性証明書類参照）
3 本人に代表権がない場合は委任状（見積・入札・契約締結等の権限を有していることを確認できるもの）

改正後（新）

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	届出期間
9	役員等	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 役員等の一覧表〔別紙1〕 ③ 誓約書〔様式第六号〕 ④ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕 ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ⑥ 成年被後見人等に該当しない旨の証明書 ← ⑦ 株主（出資者）調書〔様式第14号〕 ※株主の変更がある場合のみ提出 ※「100分の5以上の株主」及び「100分の5以上の出資者」の変更の場合は、①～④、⑦の提出が必要です。	法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」（P.21 参照）
		退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 役員等の一覧表〔別紙一〕 ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	変更後 30日以内
		代表者	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 役員等の一覧表〔別紙一〕 ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	
10	支配人	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 誓約書〔様式第六号〕 ③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕 ④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕 ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	
		退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	
11	欠格要件に該当したとき		届出書〔様式第二十二号の三〕	変更後 2週間以内
12	建設業法施行令第3条に規定する使用人		① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 誓約書〔様式第六号〕 ③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕 ④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕 ⑤ 成年被後見人等に該当しない旨の証明書	法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」（P.21 参照） →
	経営業務の管理責任者	変更追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 経営業務の管理責任者証明書〔様式第七号〕 ③ 経営業務の管理責任者の略歴書〔様式第七号別紙〕 ④ 役員等の一覧表〔別紙1〕 ◎ 経営業務の管理責任者の確認資料(新規・追加部分) (注) 経営業務の管理責任者が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	

改正前（旧）

No.	変更事項		変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	届出期間
9	役員等	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 役員等の一覧表〔別紙1〕 ③ 誓約書〔様式第六号〕 ④ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕 ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ⑥ 成年被後見人等に該当しない旨の証明書 ← ⑦ 株主（出資者）調書〔様式第14号〕 ※株主の変更がある場合のみ提出 ※「100分の5以上の株主」及び「100分の5以上の出資者」の変更の場合は、①～④、⑦の提出が必要です。	法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」（P.21 参照）
		退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 役員等の一覧表〔別紙一〕 ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	変更後 30日以内
		代表者	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 役員等の一覧表〔別紙一〕 ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	
10	支配人	新任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 誓約書〔様式第六号〕 ③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕 ④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕 ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	
		退任	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	
11	欠格要件に該当したとき		届出書〔様式第二十二号の三〕	変更後 2週間以内
12	建設業法施行令第3条に規定する使用人		① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 誓約書〔様式第六号〕 ③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕 ④ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕 ⑤ 成年被後見人等に該当しない旨の証明書 ◎ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料	法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」（P.21 参照） →
	経営業務の管理責任者	変更追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 経営業務の管理責任者証明書〔様式第七号〕 ③ 経営業務の管理責任者の略歴書〔様式第七号別紙〕 ④ 役員等の一覧表〔別紙1〕 ◎ 経営業務の管理責任者の確認資料(新規・追加部分) (注) 経営業務の管理責任者が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。	



改正後 (新)

(知事許可業者用) 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

Table with columns for '区分' (Category), '縦じる順序(許可申請時)' (Order), '様式番号' (Form No.), '申請書及び添付書類' (Applicants and Attachments), and '許可申請' (Permit Application) with sub-columns 1-9.

◎印は必要書類 ☆印は場合によって提出が必要な書類 △印は変更があれば必要な書類
注1 経営業務の管理責任者は提出不要
注2 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元証明書」
注3 付属明細表は資本金1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出する
注4 副本への確認資料の添付は不要

改正前 (旧)

(知事許可業者用) 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

Table with columns for '区分' (Category), '縦じる順序(許可申請時)' (Order), '様式番号' (Form No.), '申請書及び添付書類' (Applicants and Attachments), and '許可申請' (Permit Application) with sub-columns 1-9.

◎印は必要書類 ☆印は場合によって提出が必要な書類 △印は変更があれば必要な書類
注1 経営業務の管理責任者は提出不要
注2 法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元証明書」
注3 付属明細表は資本金1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出する
注4 副本への確認資料の添付は不要

改正後（新）

（知事許可業者用） 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

変更	更										廃業		
	資本金	営業所の新設	営業所の業種	営業所の名称・所在地	商号又は名称	欠格要件該当	経営・専技を欠いたとき	令第3条に規定する使用人の氏名	専任技術者の氏名	専任技術者の氏名	経営業務管理責任者の氏名	一部廃業	全部廃業
電話・郵便番号													
定款													
令第3条に規定する使用人の一覧表													
使用人数													
決算報告													
個人事業主・支配人													
法人の役員													
資本金													
営業所の新設													
営業所の業種													
営業所の名称・所在地													
商号又は名称													
欠格要件該当													
経営・専技を欠いたとき													
令第3条に規定する使用人の氏名													
専任技術者の氏名													
専任技術者の氏名													
経営業務管理責任者の氏名													
経営業務の管理責任者の氏名													

改正前（旧）

（知事許可業者用） 建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表

変更	更										廃業		
	資本金	営業所の新設	営業所の業種	営業所の名称・所在地	商号又は名称	欠格要件該当	経営・専技を欠いたとき	令第3条に規定する使用人の氏名	専任技術者の氏名	専任技術者の氏名	経営業務管理責任者の氏名	一部廃業	全部廃業
電話・郵便番号													
定款													
令第3条に規定する使用人の一覧表													
使用人数													
決算報告													
個人事業主・支配人													
法人の役員													
資本金													
営業所の新設													
営業所の業種													
営業所の名称・所在地													
商号又は名称													
欠格要件該当													
経営・専技を欠いたとき													
令第3条に規定する使用人の氏名													
専任技術者の氏名													
専任技術者の氏名													
経営業務管理責任者の氏名													
経営業務の管理責任者の氏名													